

沖縄県における交通方法変更等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年三月五日

参議院議長 河野謙三殿

喜屋武眞榮

沖縄県における交通方法変更等に関する質問主意書

沖縄県における現行の交通方法は、国際的にもほとんどの国々と同様であり、しかも戦後三十年間にわたって行われて来ており、今では沖縄県民の生活に定着している。しかるに、道路交通に関する条約第九条第一項（一国内一交通方法の実施）に基づき、昭和五十三年七月末を目途に、現行の交通方法が変更されることになった。しかし、交通変更の実施については不安要素が多く県民生活の混乱は必至である。したがつて実施時期についてはこれらの不安要素の解決が前提であり、また県民の合意がなければ、延期をすべきものと考える。ところで県民生活に混乱を招かないようにするためには、国による慎重かつ適切な対策が必要である。

そこで、以下の諸点について質問する。

一 前述の通り、交通方法の変更は国の条約上の義務履行としてなされるものである。したがつ

て、それに伴う沖縄県の対応組織の設置・運営に要する諸経費を含めた一切の費用は、県民の負担とならぬよう、全額国庫負担とすべきことは当然と考えるが、それについての政府がとる財政措置を示されたい。

二 沖縄県は、現在でも他都道府県に比べ、道路整備が遅れているが、交通方法変更を機会に、また交通方法変更を成功に導くためにも、道路の整備促進・交通安全施設の整備充実・交通安全の普及徹底等、交通環境を早急に改善する必要がある。それについての政府の諸施策を示されたい。

三 沖縄県における交通事情の抜本的な改善を図るため、大量公共交通機関の整備を含めて、沖縄県における総合的な交通体系の整備をいそぐ必要があるが、現在検討されている計画の内容等を示されたい。

四 一に述べたと同様の理由により、交通方法の変更に伴つて生ずる損失、たとえば、

(1) 交通混亂により発生する時間的ロスに伴う経済的損失

(2) 代替バス購入費並びに改造費

(3) 代替タクシー購入費並びに新規購入車の購入資金特別融資

(4) 前照灯付替費

(5) 交通変更に伴う商店街の営業損失

(6) 自動車教習所が負担する変更に伴う諸費用

(7) 野立広告その他の設備の変更に要する費用

などは、国で補償すべきものと考えるが、政府の見解を示されたい。

また、交通変更に伴つて発生する有形無形の損失で補償の対象にならないものについても、何等かの政策的配慮が必要であると考えるが、これに対する政府の見解を示されたい。

五 沖縄県民の生命、財産を守り、安全円滑に交通方法変更を実施するためには、大規模な広

報・教育が不可欠である。それについての政府の施策を示されたい。

六　沖縄県における交通方法の変更については、関係する行政機関が多機関にわたっており、政府は昭和四十八年に総理府総務長官を本部長とする沖縄県交通方法変更対策本部を設置し、各省庁の施策の総合調整にあたつてはいるが、その機能を十分に果すためには、沖縄に現地機関を設置し、現地の窓口機関とする必要がある。これについての政府の見解を伺いたい。

右質問する。